

地域公共交通確保維持改善事業費補助金について (バリアフリー化設備等整備事業)

国土交通省では、地域公共交通確保維持改善策事業（バリアフリー化設備等整備事業）として、バリアフリー化により移動に当たっての様々な障害の解消等がなされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とし福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを除く）を導入する場合に補助を実施しています。

補助対象事業者

- 一般乗用旅客自動車運送事業者
- 一般乗用旅客自動車運送事業者に車両を貸与する者

補助対象車両

- 福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを除く）

補助率

- 1/3（上限額：60万円）
※ただし、リフトを装備する車両は上限額80万円

【補助金交付の流れ】

要望調査へのエントリー

※ 毎年3月又は4月頃に国が実施する要望調査にエントリーすることが必須となります。
(要望調査の実施時期は、予算の成立時期により毎年変動します)

補助事業の内定・通知

※ 予算に応じて補助事業の内定を行い、対象者への通知を行います。

協議会の開催

※ 都道府県又は市区町村等の者によって構成される協議会において、生活交通確保維持改善計画（生活交通改善事業計画を含む）の審議・策定を行います。

補助金交付申請書の提出

※ 補助金内示を受けた事業者については、**令和6年8月23日（金）**までに各運輸支局へ交付申請書を提出してください。

交付決定通知

※ 交付決定通知書が交付されます。

事業完了実績報告書の提出

※ 事業完了（車両の登録）した場合、完了日から1カ月以内に事業完了報告書の提出が必要です。
なお、完了日から1カ月後が2月28日を経過する場合は**2月28日が提出期限**になります。

額の確定・補助金の交付

※ 交付する補助金額の確定後、補助金の振り込みを実施します。

事業評価の報告

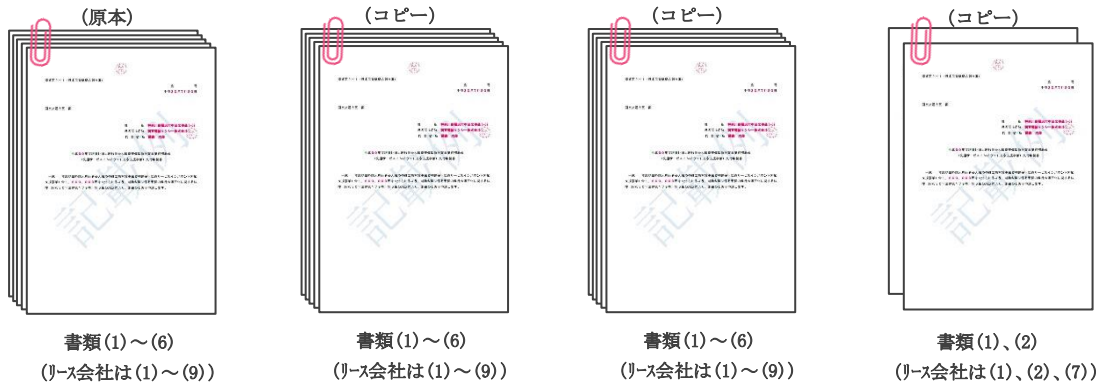
※ 補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の1月末までに協議会から報告するとともに、公表してください。

補助金交付申請書の提出について

補助金の内示を受けた方は、令和6年8月23日（金）までに「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」に基づき、交付申請書を作成の上、補助金を活用して導入する車両を配置する営業所を管轄する運輸支局に提出してください。

【提出時の注意】

- ◆ 提出部数は4部（原本1部、コピー3部）となります。
（※申請者控えが必要な場合は5部ご用意してください）
- ◆ 提出部数のうち1部は以下の必要書類のうち(1)及び(2)（リース会社が申請する場合は(1)、(2)及び(7)）のみで構いません。
- ◆ 提出書類はすべてA4片面とし、製本（糊付け・ホチキス止めを含む。）はせずにクリップ止めとしてください。



【交付申請書の提出書類】（記載方法は記載例をご確認ください）

- (1) 令和5年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業）交付申請書（様式第4-1）
- (2) 令和5年度：地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進事業）交付申請事業（様式第4-1別紙2）
- (3) 生活交通確保維持改善計画又は生活交通改善事業計画
- (4) 購入予定の自動車の見積書

※リース会社が申請する場合は上記書類に加えて次の書類が必要となります。

- (7) 貸与する車両・船舶の状況（様式第4-1別紙2-2）
- (8) 自動車リース見積書
- (9) 自動車リース料金算定根拠明細書